



宮 崎 県 公 報

平成23年 2 月 15 日（火曜日） 号外 第 11 号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 36,000 円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- （畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第96号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第90号の5）を次のとおり変更する。

平成23年 2 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 移動を制限する家畜の種類等

(1) 移動を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

ア 高鍋町大字高鍋町、大字蚊口浦、大字北高鍋、大字南高鍋、大字持田及び大字上江の一部（西畑田、東畑田、高月、嶋田、黒谷、松本、山下、飯長寺、谷坂、平原、東小並、西小並、中尾、黒土田、境谷、牧内、立野、市ノ山、永田、高平、江平、福井牟田、南唐木戸、北唐木戸、牛牧原、下耳切、北牛牧、南牛牧、大戸ノ口、新山、水除下、松ヶ鼻、堂ヶ瀬、安蔵、馬場原下、馬場原前、水除、下小路後、船塚廻、中嶋、鴨作、馬場原、川田、楠木、三十割、片嶋田、仙蔵寺、森、羽根田、上ノ藪、上ノ藪下、長法寺下、鍋田、鷺谷、山王、南中原、北中原、青木、野首、崩戸、崩戸池ノ向、五郎丸河原、五郎丸、老瀬河原、木ノ瀬下、荒原、木ノ瀬、田畑、老瀬、陣ノ本、烏帽子形、加志揚、老瀬坂上及び竹嶋）

イ 新富町大字上富田、大字下富田、大字三納代、大字日置、大字新田の一部（富田向、後鶴、中屋舗、境田、堀田、浜田、中ノ切、塚原、北田、堂免、森元、溝川、青木、月形、溝開、今別府、水洗、竹下、小深り、薩摩橋、亀甲上、四日市下、永池、出口津、東間、船津、中津、平田、山苗代、奈良田、後藪、阿蘇河、岩ヶヶ迫、宮ヶ平、竹ヶ山、陳ヶ迫、溜水、新野地、坂ノ上、坂ノ下、栗木田、迫口、平山、前田、芝原下、平ノ前、笹貫、寺畑、井出ノ上、末永村、小中州、黒瀬、猫之尾、森延下、森延、榎木西、成法寺、洗出、新田原、拾人圀、牧神、麓、岡馬、桜木、椎木、中門口、永牟田、勘大寺、下瀬戸口、駒取場、上深田、笹原、老町田、柳田、鍋山、瀬ノ口、須田貫、上別府、宮之後、猪之尻、上新開、岩瀬、上谷川、下野尾戸、西牟田、中別府、前原、西ノ田、鶴戸川、年神、下ノ田、北畦原、正右エ門尾、大迫、音明

寺、下迫田、大牟田、下出口、新橋、中原、大中原、吐合、下谷川、大溝、三財原、湯の宮、湯牟田、下川床、精曾、深田、平伊倉、楠木迫、中之迫、下大迫、直山、丸尾、浦田、貳斗蒔、五反丸、門田、烏帽子形、元牧神前、鉾津町及び羽広）、富田、富田東、富田西、富田南及び富田北

ウ 木城町大字椎木の一部（油田、立山、小河原、一向瀬、田畑、下鶴、重木、竹下、杉ノ本、百田、先達屋舗及び木ノ瀬河原）及び大字高城の一部（下鶴河原、前畑、下鶴、松本、山下、柳ノ本、河原田、藪、竹ノ本、乙王丸、東宮田、園田、横町、町、城下、迫ノ内、歩行坂下、宇津木ノ内、桑ノ本、田神、亀田、主ノ丸、菅ノ谷、平原、上小坪、下小坪、井出ノ内、東雲山、永山、諏訪野、城山、向河原、中河原及び藪村下）

エ 川南町大字川南の一部（尾脇、前久保、持ノ木、前ノ原、湯迫、新湯迫、星松原、須田久保、前の田村上、前の田西、西国光、湯牟田原西、地藏谷、西ノ別府、前の田、前の田南、前の田村下、赤坂下、東国光、山下道上、平下、国光原、上ノ原、国光、蟻別府、湯牟田、前坂、櫻の本、古田、屋敷、山下、把言田、新屋敷、前蔵、岩河、西原、番野地西、西別府下、西別府坂下、角谷、角谷下、角谷堤尻、尾花坂上、尾花西平、尾花坂平、上坊ヶ迫、尾花坂東谷、尾花坂下、坊ヶ迫、勝司ヶ別府、鬼ヶ久保、勝司ヶ別府南、俵橋、稔、綿打、小池、天神前及び伊菰）及び大字平田の一部（大久保、番野地、土橋、南原、豊里、元原、蔭の木、猫ヶ谷、赤迫、鶴ヶ牟田、通山、牧の内、北の久保、水の元、平鈴、新平鈴、大宮、新通山、四海、通山村、戒の本、持場、鼻切及び遅卸坂）

2 搬出を制限する家畜の種類等

(1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第90号の5の2の③に掲げる区域